

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正

一　鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）は、記名式で無利子のものとすること。

（附則第二条関係）

二　特別債券は、これを引き受ける北海道旅客鉄道株式会社又は四国旅客鉄道株式会社ごとに一を限り発行するものとすること。

（附則第三条関係）

三　特別債券の償還は、一括償還の方法によるものとすること。

（附則第四条関係）

四　特別債券の発行の価額は、当該特別債券の額面金額とすること。

（附則第五条関係）

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、各特別債券についてその全額の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないものとすること。

六 各債券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならないものとすること。

1 特別債券の名称

2 特別債券の金額

3 特別債券の利率

4 特別債券の償還の方法及び期限

5 利息の支払の方法及び期限

6 管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（附則第六条関係）

七 機構は、主たる事務所に鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿を備えて置かなければならぬものとすること。

八 鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとすること。

1 特別債券の発行の年月日

2 特別債券の数及び番号

3 第一の六の1から6までに掲げる事項

4 元利金の支払に関する事項

（附則第七条関係）

第一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「機構法」という。）附則第十一条第一項第一号の規定による助成金の交付は、一に掲げる額から二に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとすること。

一 日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）が支払う使用料の額

二 新幹線営業主体が鉄道線路を貨物会社に使用させる場合における使用料の算出方法を勘案して国土交

通大臣が定めるところにより貨物会社が支払う使用料の額を算出した場合における当該使用料の額に相当する額

(附則第七条関係)

第三 全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正

機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額を定めるに当たり、機構の借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用から日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下「債務等処理法」という。）附則第六条第一項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除くものとともに、機構法附則第十二条第一項第一号の規定により機構が交付する助成金の額から債務等処理法附則第六条第三項の規定により繰り入れられる繰入金をもつて充てるものを除くものとすること。

(附則第三項及び第四項関係)

第四 國土交通省組織令の一部改正

一 機構の行う特例業務に関する事務（鉄道局施設課の所掌に属するものを除く。）は、鉄道局財務課の

所掌とするものとすること。

（附則第二十一条及び附則第二十三条関係）

二 機構の行う債務等処理法附則第四条第一項各号及び附則第五条の業務に関する事務は、鉄道局財務課の所掌とするものとすること。

（附則第二十三条関係）

第五 その他

その他所要の改正を行うものとすること。

第六 附則関係

この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行するものとすること。